

## 都市緑化施策の推進に係る今後の審議会運営について

### 1. 概要

京都市の都市緑化に関する取組については、公共公益施設の緑の整備から民有地における緑化の推進まで多岐にわたることから、「京都市緑の基本計画」に基づき、公園緑地に関する事項を総合的に協議等する機関として、平成13年度に京都市都市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、各委員からの意見聴取等により緑化に関する新規施策の策定やその推進を図ってきました。

また現在、都市緑化行政をより円滑に推進する必要があるため、協議会を平成25年11月15日に施行された「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」による附属機関の一つとして京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に移行し、その調査・審議機能等の充実を図るなど、都市緑化政策の推進に係る取組を鋭意進めています。

しかし一方で、京都市においては、人口減少や少子高齢化への迅速かつ的確な対応や地域特性を生かした自律的で持続的な地域社会の創生への取組など、今後地域ぐるみで解決しなければならない全市的な喫緊の課題も多く、都市緑化施策においても、地域が持つ歴史や優れた景観などその地域特性を生かした緑化は、今後の緑化施策を進める上で、非常に重要な視点となっています。

そのため、今後の審議会では、中長期的な視点に立った実施計画（推進プラン）の策定に関する検討を行うとともに、京都の地域特性を踏まえた緑化空間（公共公益施設、民有地）の形成の在り方など、地域それぞれが持つ、歴史や景観、まちづくりに即した地域の緑化や公園整備等の方向性・在り方についての議論を行っていきたいと考えています。

（平成27年度以降における審議会での主な審議内容（案））

#### 1. 本市の都市緑化、公園及び緑地に関する事項の中長期的な取組方針

（例）①京都市緑の基本計画に基づく実施計画（推進プラン）の策定に係る事項

#### 2. 地域それぞれが持つ、歴史や景観、まちづくりに即した地域の緑化や

##### 公園整備等の方向性・在り方

（例）①地域まちづくりと連携した市民協働による地域ぐるみの緑化に係る事項

・「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」の取組との連携

・一団地における「緑化助成制度」の運用拡大（緑の連続性に係る取組）

②景観施策と連携した地域緑化の在り方に係る事項

③市街地における今後の公園施設の在り方（公園の配置、管理運営等）に係る事項

## 2. 関連報告事項

### (1) 条例改正による委員任期の変更について

委員任期については、これまで中長期的な視点の中で緑化政策を議論する必要があるとの観点から、任期を一般的な審議会より長い期間で運用してきたが、全市的な審議会の運営方法の見直しや当審議会の今後の運営方針などを踏まえ、条例改正による委員任期の変更（3年→2年）を行った。

#### 参考

平成25年9月24日	9月市会 「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」（以下「一括条例」）の審議
11月15日	一括条例施行（ <u>委員任期：3年のまま</u> ） 条例施行に合わせ、新審議会に関する規則（「京都市都市緑化審議会規則」）を施行
平成26年1月28日	第1回 京都市都市緑化審議会開催
10月17日	第2回 京都市都市緑化審議会開催
11月25日	11月市会 一括条例改正（委員の任期改正）の審議

### (2) 現行の委員任期の満了に伴う委員の改選について

現行の委員任期が、平成27年3月31日までであるため、今後の審議会運営に係る議論を踏まえた専門委員の改選を行う予定です。

また、改選に合わせて市民公募委員の募集及び選定を行う予定です。